

# 入札案内書

## 第1回 立木資格付一般競争入札

【入札日時】令和3年5月19日（水）  
13時15分～13時30分  
即時開札

【入札場所】三八上北森林管理署 入札場

【入札口数】第1～5号 5口

【物件所在地】 田子町  
遠瀬深山国有林521～1林小班 外

【現地案内】令和3年5月12日（水）  
午前10時00分までに  
【田子町ガーリックセンター 駐車場】  
に集合して下さい。（小雨決行）

三八上北森林管理署

〒034-0082

住所 青森県十和田市西二番町1番27号

TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

令和3年度 立木公売物件現地案内

売払番号	案内年月日	集合時間	集合場所	案内者
第1号	5月12日（水）	10:00	田子町ガーリックセンター 駐車場	地域統括森林官（田子担当区） 及び 業務グループ（経営担当）ほか
第2～3号		13:00		首席森林官（猿辺・戸来担当区） 及び 業務グループ（経営担当）ほか
第4・5号	本物件は、現地案内致しません。ご要望のある方については個別に対応致します。			

# 立木公売の公告

## (第1回)

【資格付き一般競争入札】

### 1. 入札及び開札の日時

- (1) 入札受付 令和3年5月19日(水) 13時15分～13時30分
- (2) 開札 即時開札

### 2. 入札及び開札の場所 三八上北森林管理署 入札場

### 3. 現地案内

- (1) 日時 令和3年5月12日(水) 午前10時00分(小雨決行)
- (2) 集合場所 田子町ガーリックセンター 駐車場

### 4. 売払物件

- (1) 売払番号、物件所在地、樹種、物件の特徴、搬出期間は、別紙売払物件一覧表及び公売物件明細書、物件案内図、実測位置図のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
- (3) 引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

### 5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には一般競争参加資格確認通知書の写し又は、最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、郵便書留により入札前日(令和3年5月18日)の16時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。

#### (2) 送付先は次のとおり

郵便番号 034-0082  
住所 青森県十和田市西二番町1番27号  
宛名 三八上北森林管理署長  
第1回立木公売入札書在中(朱書きで記載)

- (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

### 6. 契約の締結期限 令和3年5月26日までとします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20 日以内とします。

#### 8. 代金の延納

- (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。分収林の分収対象者へ納付する分収代金（民収分）は現納のみとし、延納は認めません。
- (2) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (3) 延納利息は、法令の定めにより 0.64%とします。
- (4) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して 20 日以内とします。

#### 9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙特約条項のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
- (3) 売払い箇所は分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、三八上北森林管理署経営担当又は管理担当にお問い合わせ下さい。

なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

- (4) 森林作業道作設にあたっては、別添の森林作業道特記仕様書等に基づき作設願います。

#### 10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

青森県十和田市西二番町 1 番 27 号

三八上北森林管理署 総務グループ 経理担当

問い合わせ先 TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

令和 3 年 4 月 28 日

分任契約担当官

三八上北森林管理署長 葛西 貴仁

## 別 紙

### 1 延納を認める対象と期限

延 納 を 認 め る 対 象	延 納 期 限
ア. 立木を売り払う場合で、1件の売払代金が150万円以上となる時。	6箇月以内。ただし、国有林野の立木については、1件の売払数量が1千立方メートル以上の場合において、都府県の地域（以下「都府県」という。）で売り払うときは10箇月以内、北海道の地域（以下「北海道」という。）で売り払うときは12箇月以内。
イ. 素材を売り払う場合で、1件の売払代金が60万円以上となる時。	6箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは8箇月以内。
ウ. 災害救助のため、立木又は素材を売り払う時。	6箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は1年以内。

# 入札条件

## 1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

## 2. 資格認定

(1) 入札参加者は、競争参加資格確認通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。

(2) 入札者が、代理人による場合は委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

## 3. 暴力団排除に関する誓約事項

(1) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

## 4. 公売物件の熟覧等

別紙の、公売物件明細書のとおりですので、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程（以下「売払規程」という）を遵守して入札して下さい。

## 5. 入札の方法

(1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札書の確認を終え、入札箱に入れて下さい。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

## 6. 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

## 7. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは入札金額(入札書に記載された100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

## 8. 契約保証金

免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

## 9. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名(本人が署名したものは押印がなくてもよい)、又は記名(本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの)押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到着しなかったとき。
- (9) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札、又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (10) その他入札条件に違反した入札書。(入札公告や入札説明書に記載された条件。)

## 10. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立

します。

11. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧下さい。

12. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は、当日入札場の受付から受け取って下さい。

13. 入札額

入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行って下さい。

14. 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって消費税を除いた金額を記入したものと見なし、有効として処理し、訂正、取消等は認めません。

15. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

17. 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当って森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を破ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、林産物買受申込書の提出をもって誓約します。

## 特約条項

1. 乙は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。
2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 乙は、林道上でのトラクタ又は畜力による集材は行わないものとする。
4. 乙は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、甲の指示に従うものとする。
5. 乙は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理し、搬出路の水切りを実施するものとする。
6. 乙は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。
7. 乙が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。
8. 売払物件の引渡しは、代金の全部（売払規程 第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合に当たっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条 第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約があった場合には、契約締結の日）から 15 日以内に買受人の立合の上行うものとする。
9. 物件の搬出期間は引渡しを終わった日から起算して、それぞれ別紙公売物件明細書に定める搬出期間とする。なお、乙がやむを得ない事由により、その搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、甲は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。またこの場合、乙は、延期承認前に延料として 1 日につき売払代金の 1000 分の 1 に相当する金額を納付しなければならない。但し、延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1 箇年を超えることはできない。
10. この物件は、会計法第 29 条の 3 第 1 項を適用して売払いしたものであるから、立木の

まま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。

11. 契約を解除した場合において徴収する違約金は、契約金額に伐倒未済木に係わる伐倒経費を加えた額の 100 分の 10 に相当する金額とする。

12. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。

なお、搬出支障木の発生は最小限に抑えること。

13. 乙は、甲の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。

なお、やむをえず対象木の一部を放棄する場合は、甲と協議すること。

14. 乙は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を甲に書面で届出なくてはならない。

15. 無断で販売対象林分以外の林産物を伐採、搬出し国に損失を与えた場合には、国は実損額の 3 倍に相当する金額の損害賠償を請求する。また、競争参加資格停止措置を講ずる。

16. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。

17. 乙は、別紙図面に図示した経路により搬出するものとする。なお、乙は搬出経路等を変更する場合は予め森林管理署長の承認を受けなければならない。

18. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとする。

19. 労働安全の確保に関する事項

林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。

また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

## 森林作業道特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

### 1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

### 2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、堅固で簡易な土構造によることを基本とする。  
なお、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、必要最小限となるよう計画する。

### 3 森林作業道の施工規格

#### （1）幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械の作業の安全性・効率性の確保の観点から、必要に応じて、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18%（10°）程度以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り25%（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

## (2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合は、のり面勾配は6分(59°)、3分(73°、岩石)とする。

## (3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、基礎部を掘削整地してから概ね30cm程度の層ごとにバケット背面及び覆帯で締固めながら積み上げる。  
なお、盛土のり面が高くなる場合や強度を有しない土質の場合は、丸太組工等により補強すること。
- ② のり面勾配は1割(45°)程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土はのり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。  
なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。  
また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。
- ④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

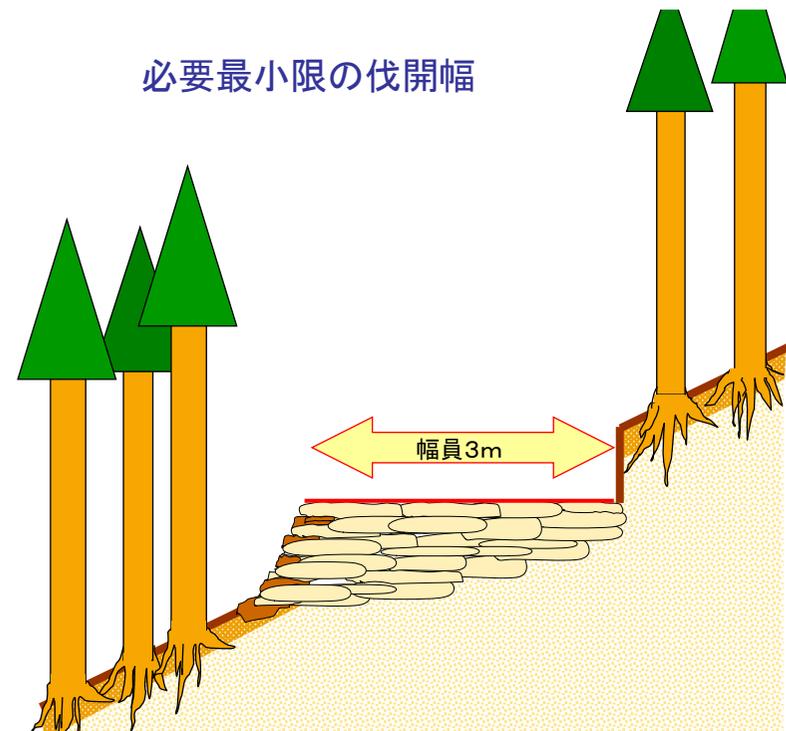
(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

## 4 施工管理

事業終了時には洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講じるものとする。

## 保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう  
必要最小限の伐開幅とする



- 幅員は3 mまでとする。但し、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができるものとする。

令和 3 年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和3年5月19日(水)  
 施行場所 三八上北森林管理署

売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名	住所氏名	落否
												2番札(金額)	1番札(金額)	
1	田子町 遠瀬深山国有林 521へ1	スギ・他広	53	皆伐	6.17	5,205	2,786.88	0.54	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	田子町 遠瀬深山国有林 521へ2	スギ・他広	53	皆伐	13.79	11,757	7,721.96	0.66	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
2	田子町 小国深山国有林 570ろ	カラ・他広	63	皆伐	5.20	4,420	1,469.46	0.33	水源涵養保安林	36ヶ月				
3	三戸町 貝守深山国有林 588ろ	スギ・他広	70	皆伐	6.23	3,336	2,314.29	0.69	水源涵養保安林 1・2伐区	36ヶ月				
4	田子町 南来満山国有林 529り1	スギ・他広	66	皆伐	6.80	4,979	3,573.75	0.72	分収造林 水源涵養保安林 R2 公売物件	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529り2	カラ・他広	66	皆伐	3.09	3,857	914.52	0.24	分収造林 水源涵養保安林 R2 公売物件	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529ぬ	スギ・他広	66	皆伐	1.44	732	753.76	1.03	分収造林 水源涵養保安林, 砂防指定地 R2 公売物件	36ヶ月				
5	七戸町 遠瀬深山国有林 502る1	スギ・カラ 他広	66	皆伐	9.34	9,551	2,617.69	0.27	分収造林 水源涵養保安林 R1.2 公売物件	36ヶ月				
計					52.06	43,837	22,152.31							

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

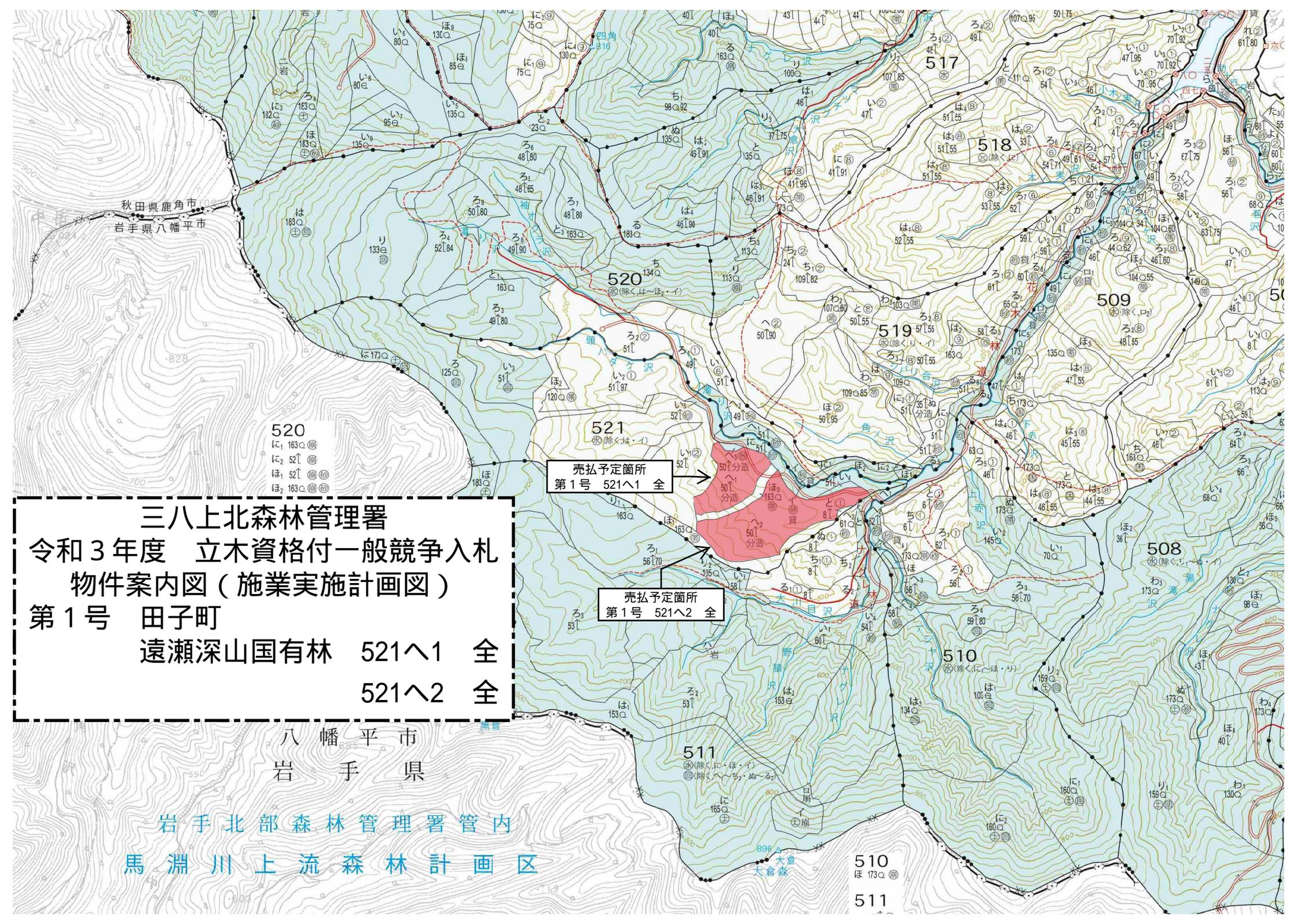
物件番号		1 (合算)		特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級															
物件所在地	遠瀬深山国有林 521へ1林小班外	調査方法	直径毎木		樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均				
								10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
伐採方法	皆伐	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 4. 本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。 5. 本売払い物件の近傍には、砂防指定地が設定されている。搬出に際し該当箇所を使用する場合には、事前に所定の手続きをすること。			スギ	生立木	一般材		2,356	5,728	4,616	797	56	2	13,555	10,047.74				
面積 (h a)	19.96				ヒノキ	生立木	一般材			1					1	0.29				
林齢 (年)	53				スギ	生立木	低質材	147	4						151	4.88				
搬出期間 (ヶ月)	36				アカマツNA	生立木	低質材		1						1	0.11				
契約関係	分収造林				N計			147	2,361	5,729	4,616	797	56	2	13,708	10,053.02				
民収分納入方法	振り込み	ブナ	生立木	一般材			25	11	7			43	32.08							
法令制限、その他留意事項		クリ	生立木	一般材			2					2	0.93							
保安林	水源かん養	ミズナラ	生立木	一般材			18	3				21	10.64							
自然公園	—	サワグルミ	生立木	一般材			25	10	7			42	34.03							
砂防指定	—	オニグルミ	生立木	一般材			12					12	4.91							
車両制限	—	ウダイカンバ	生立木	一般材			5	3				8	4.35							
民地借用	—	ドロノキ	生立木	一般材			2					2	0.85							
延納	官収分のみ可	ホオノキ	生立木	一般材			29	1				30	12.16							
		サクラ	生立木	一般材				1				1	0.86							
		イタヤカエデ	生立木	一般材				2				2	1.60							
		トチノキ	生立木	一般材				1	2			3	2.51							
		シナノキ	生立木	一般材			3	3	2			8	8.30							
		センノキ	生立木	一般材			1	1				2	2.26							
		ヤチダモ	生立木	一般材				1				1	0.62							
		他L	生立木	一般材			2					2	0.54							
		他L	生立木	低質材	1,151	1,717	168	35	4			3,075	339.18							
		L計			1,151	1,717	293	71	22			3,254	455.82							
		N・L計			1,298	4,078	6,022	4,687	819	56	2	16,962	10,508.84							

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	1-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	遠瀬深山国有林 521へ1林小班	合算明細書参照	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		660	1,755	1,124	183	19	1	3,742	2,572.27	28	20
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	8							8	0.16	8	6
面積 (h a)	6.17															
林齢 (年)	53															
搬出期間 (ヶ月)	36		N計			8	660	1,755	1,124	183	19	1	3,750	2,572.43		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			16	9	5			30	25.78	32	22
民収分納入方法	振り込み		クリ	生立木	一般材			2					2	0.93	26	19
			ミズナラ	生立木	一般材			11	1				12	6.35	26	19
法令制限、その他留意事項			サワグルミ	生立木	一般材			5	3	3			11	10.11	34	21
保安林	水源かん養		オニグルミ	生立木	一般材			5					5	2.05	24	18
自然公園	—		ウダイカンバ	生立木	一般材				1				1	0.73	32	21
砂防指定	—		ドロノキ	生立木	一般材			2					2	0.85	26	18
車両制限	—		ホオノキ	生立木	一般材			12	1				13	6.34	26	19
民地借用	—		イタヤカエデ	生立木	一般材				2				2	1.60	34	21
延納	官収分のみ可		トチノキ	生立木	一般材			1		2			3	2.51	36	18
			シナノキ	生立木	一般材			3	2	1			6	4.78	30	22
			センノキ	生立木	一般材			1	1				2	2.26	34	28
			他L	生立木	一般材			2					2	0.54	22	16
			他L	生立木	低質材	506	758	78	20	2			1,364	149.62	14	11
			L計			506	758	138	40	13			1,455	214.45		
			N・L計			514	1,418	1,893	1,164	196	19	1	5,205	2,786.88		

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	1-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	遠瀬深山国有林 521〜2林小班	合算明細書参照	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm 〜20	22cm 〜30	32cm 〜40	42cm 〜50	52cm 〜60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		1,696	3,973	3,492	614	37	1	9,813	7,475.47	30	20
伐採方法	皆伐		ヒノキ	生立木	一般材			1					1	0.29	28	8
面積 (h a)	13.79		スギ	生立木	低質材	139	4						143	4.72	8	8
林齢 (年)	53		アカマツNA	生立木	低質材		1						1	0.11	18	8
搬出期間 (ヶ月)	36															
契約関係	分収造林		N計			139	1,701	3,974	3,492	614	37	1	9,958	7,480.59		
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			9	2	2			13	6.30	28	16
			ミズナラ	生立木	一般材			7	2				9	4.29	28	17
法令制限、その他留意事項			サワグルミ	生立木	一般材			20	7	4			31	23.92	30	22
保安林	水源かん養		オニグルミ	生立木	一般材			7					7	2.86	24	18
自然公園	—		ウダイカンバ	生立木	一般材			5	2				7	3.62	28	17
砂防指定	—		ホオノキ	生立木	一般材			17					17	5.82	22	17
車両制限	—		サクラ	生立木	一般材				1				1	0.86	38	18
民地借用	—		シナノキ	生立木	一般材				1	1			2	3.52	44	26
延納	官収分のみ可		ヤチダモ	生立木	一般材				1				1	0.62	32	18
			他L	生立木	低質材	645	959	90	15	2			1,711	189.56	14	13
			L計			645	959	155	31	9			1,799	241.37		
			N・L計			784	2,660	4,129	3,523	623	37	1	11,757	7,721.96		



秋田県鹿角市  
岩手県八幡平市

520  
に<sub>1</sub> 163Q  
に<sub>2</sub> 52L  
ほ<sub>1</sub> 52L  
ほ<sub>2</sub> 163Q

売払予定箇所  
第1号 521^1 全

売払予定箇所  
第1号 521^2 全

三八上北森林管理署  
令和3年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図 (施業実施計画図)  
第1号 田子町  
遠瀬深山国有林 521^1 全  
521^2 全

八幡平市  
岩手県

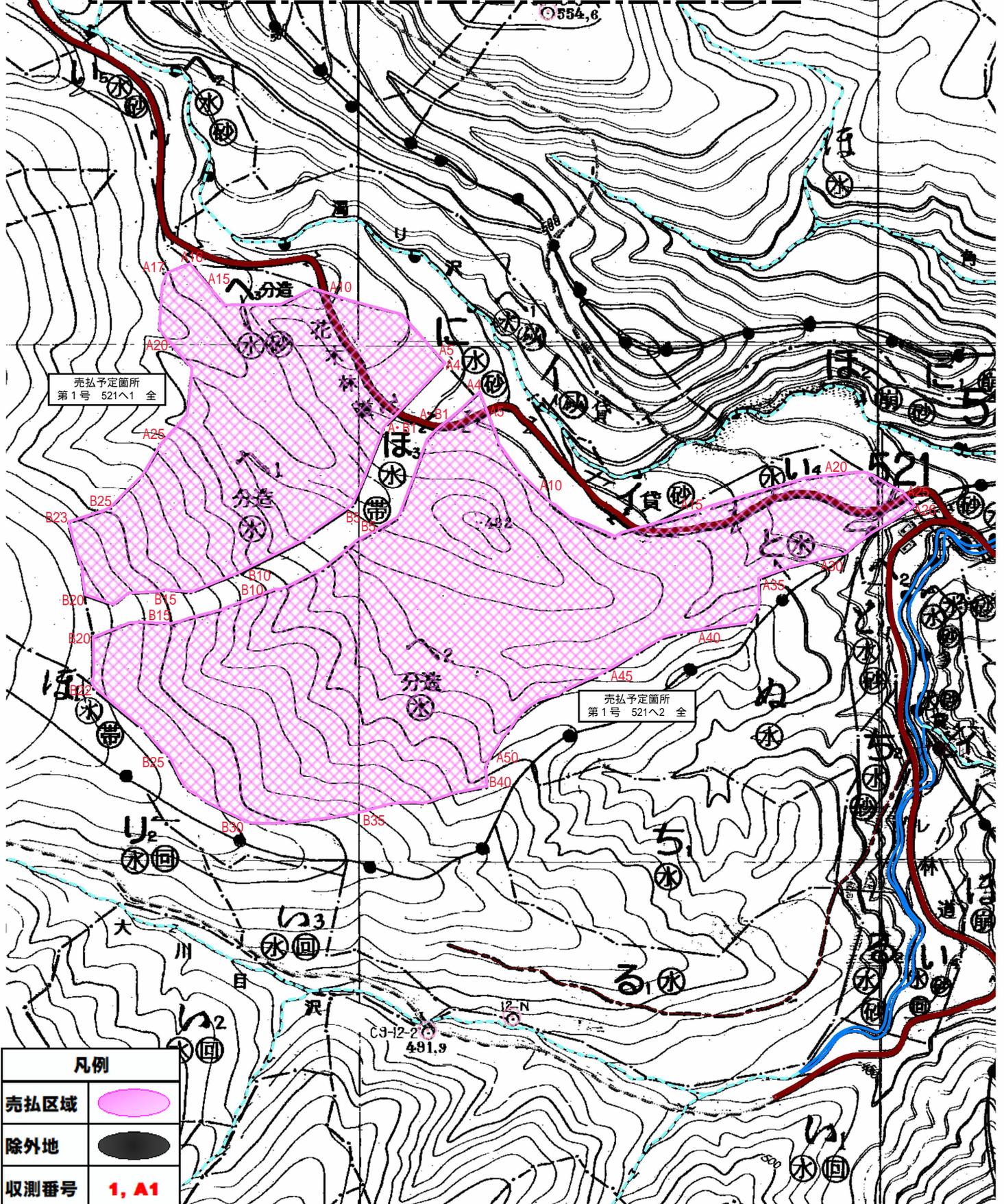
岩手北部森林管理署管内  
馬淵川上流森林計画区

510  
ほ 173Q  
511

三八上北森林管理署  
 令和3年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図



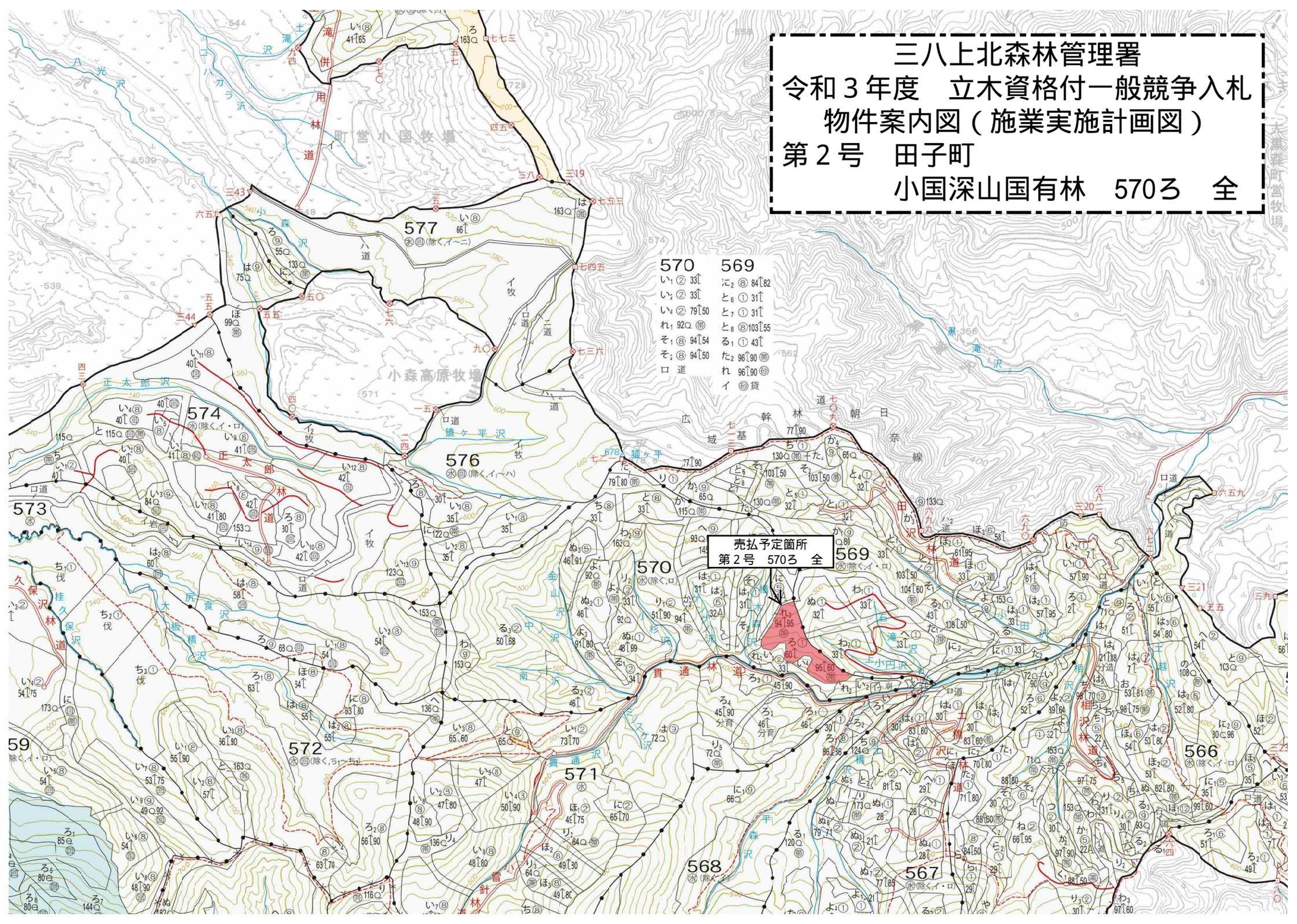
遠瀬深山国有林 521へ1林小班 全 6.17ha  
 521へ2林小班 全 13.79ha



凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1



三八上北森林管理署  
 令和3年度 立木資格付一般競争入札  
 物件案内図（施業実施計画図）  
 第2号 田子町  
 小国深山国有林 5703 全



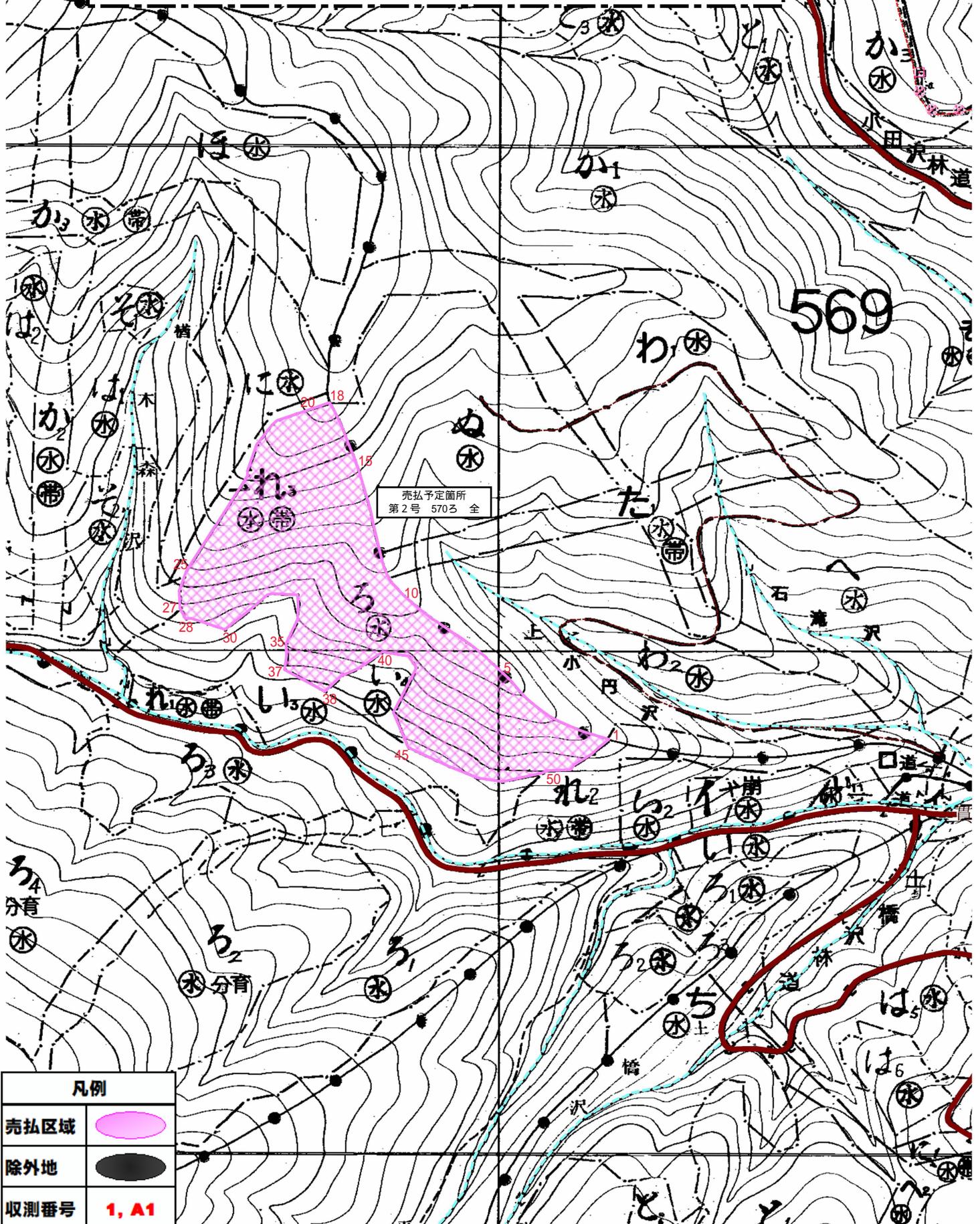
570	569
い <sub>1</sub> ② 33↑	に <sub>2</sub> ⑧ 84↑82
い <sub>2</sub> ② 33↑	と <sub>6</sub> ① 31↑
い <sub>3</sub> ② 79↑50	と <sub>7</sub> ① 31↑
れ <sub>1</sub> 92① 罫	と <sub>8</sub> ⑧ 103↑55
そ <sub>1</sub> ⑧ 94↑54	る <sub>1</sub> ① 43↑
そ <sub>2</sub> ⑧ 94↑50	た <sub>2</sub> 96↑90 罫
口道	れ 96↑90 罫
	イ 罫

売払予定箇所  
 第2号 5703 全

三八上北森林管理署  
 令和3年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図



小国深山国有林 570ろ林小班 全 5.20ha

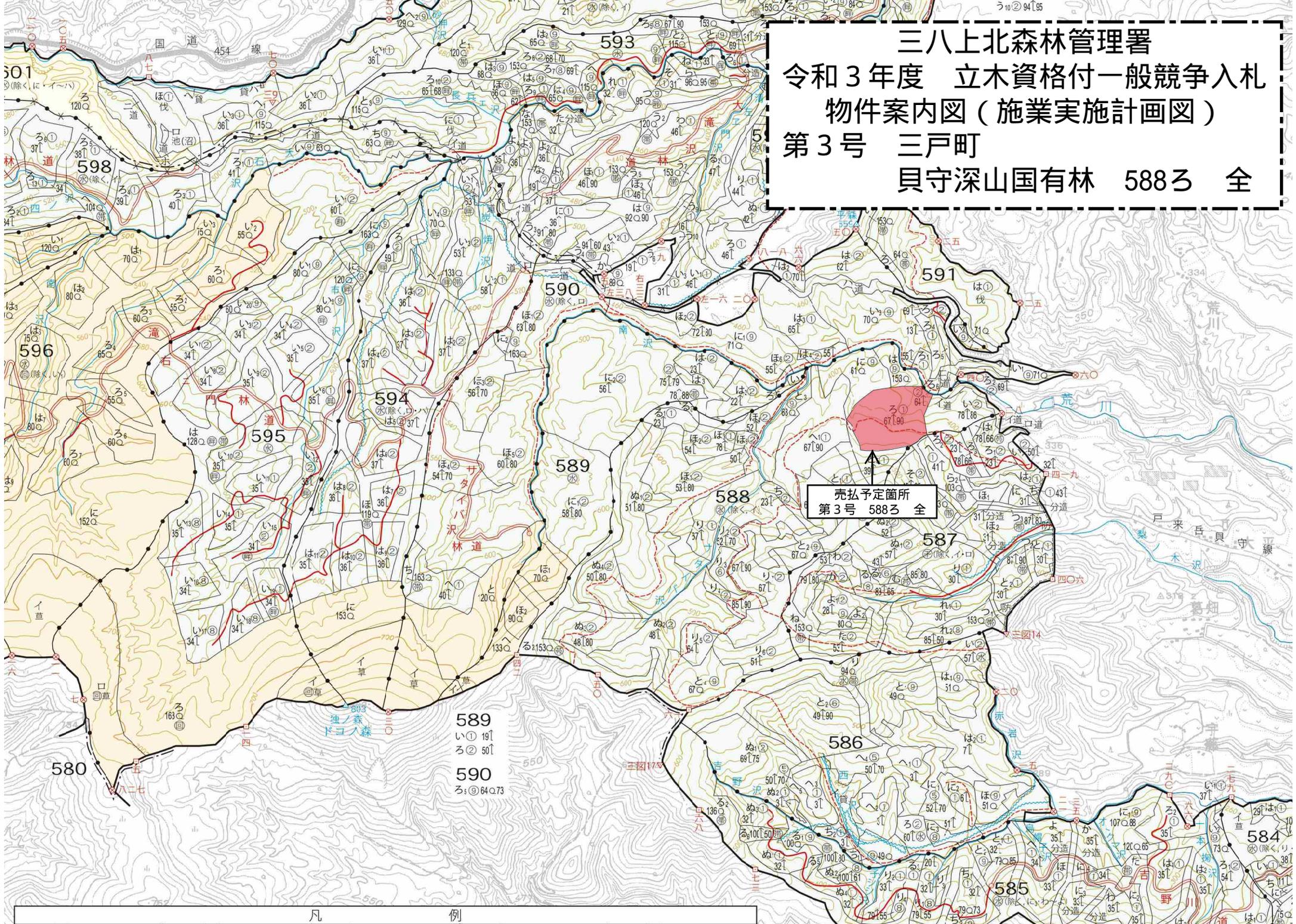


凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1

## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	貝守深山国有林 588ろ林小班	1. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。  2. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。  3. 収穫除外地を設定しているため、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地			スギ	生立木	一般材		120	150	285	450	105		1,110	1,624.81	10	6
伐採方法	皆伐			カラマツ	生立木	一般材				112				112	102.93	34	22
面積 (h a)	6.23			スギ	生立木	低質材	60							60	1.54	10	6
林齢 (年)	70			カラマツNA	生立木	低質材		16	128	16				160	88.56	26	20
搬出期間 (ヶ月)	36																
契約関係	国有林			N計			60	136	278	413	450	105		1,442	1,817.84		
民収分納入方法	—			他L	生立木	低質材	180	946	557	166	45			1,894	496.45	20	13
法令制限、その他留意事項																	
保安林	水源かん養			L計			180	946	557	166	45			1,894	496.45		
自然公園	—																
砂防指定	—																
車両制限	—																
民地借用	—																
延納	可																
			N・L計			240	1,082	835	579	495	105		3,336	2,314.29			

三八上北森林管理署  
令和3年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図（施業実施計画図）  
第3号 三戸町  
貝守深山国有林 588ろ 全



売払予定箇所  
第3号 588ろ 全

凡 例



公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	4 (合算)	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
			樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30				32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)				
物件所在地	南来満山国有林 529り1林小班外	<p>1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。</p> <p>2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみには極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。</p> <p>3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。</p> <p>4. 本物件は、砂防指定地を含むため事前に所定の手続きが必要となります。</p> <p>5. 本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。</p>	スギ	生立木	一般材		378	846	1,191	579	77	3	3,074	3,491.72			
調査方法	直径毎木		カラマツ	生立木	一般材		764	1,224	167	8			2,163	892.47			
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	129	4	1					134	5.18			
面積 (h a)	11.33		カラマツNA	生立木	低質材	2	205	28					235	43.74			
林齢 (年)	66		N計			131	1,351	2,099	1,358	587	77	3	5,606	4,433.11			
搬出期間 (ヶ月)	36		ブナ	生立木	一般材			26	16	4			46	32.82			
契約関係	分収造林		ミズナラ	生立木	一般材			11	5				16	8.87			
民収分納入方法	振り込み		サワグルミ	生立木	一般材			3	20	19	2		44	68.49			
法令制限、その他留意事項			オニグルミ	生立木	一般材				5	1			6	5.86			
保安林	水源かん養		ウダイカンバ	生立木	一般材			6	16	2			24	20.33			
自然公園	—		カツラ	生立木	一般材			1					1	0.68			
砂防指定	○		ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4			54	42.55			
車両制限	—		キハダ	生立木	一般材				1				1	0.62			
民地借用	—		イタヤカエデ	生立木	一般材				4	1			5	2.55			
延納	官収分のみ可		トチノキ	生立木	一般材				1	2	1		1	5	9.25		
			シナノキ	生立木	一般材				9	7	1		17	10.94			
			センノキ	生立木	一般材				2	3	1		6	5.91			
			他L	生立木	一般材				1				1	0.57			
			他L	生立木	低質材	1,354	1,655	570	125	27	3	2	3,736	599.48			
			L計			1,354	1,655	653	232	60	5	3	3,962	808.92			
		N・L計			1,485	3,006	2,752	1,590	647	82	6	9,568	5,242.03				

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	4-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林 529り1林小班	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		364	754	973	461	56	2	2,610	2,862.53	32	24
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材		26	88	65	8			187	132.09	28	21
面積 (h a)	6.80		スギ	生立木	低質材	127	2	1					130	5.03	8	10
林齢 (年)	66		カラマツNA	生立木	低質材		21	11					32	10.00	20	18
搬出期間 (ヶ月)	36		N計			127	413	854	1,038	469	56	2	2,959	3,009.65		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			8	11	4			23	22.15	34	23
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材			9	4				13	7.12	28	20
法令制限、その他留意事項			サワグルミ	生立木	一般材			2	9	6	1		18	22.20	38	23
保安林	水源かん養		オニグルミ	生立木	一般材				5	1			6	5.86	38	20
自然公園	—		ウダイカンバ	生立木	一般材			4	16	2			22	19.37	34	20
砂防指定	—		カツラ	生立木	一般材				1				1	0.68	30	22
車両制限	—		ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4			54	42.55	32	21
民地借用	—		キハダ	生立木	一般材				1				1	0.62	32	18
延納	官収分のみ可		イタヤカエデ	生立木	一般材			4	1				5	2.55	26	20
			トチノキ	生立木	一般材			1	2	1		1	5	9.25	52	20
			シナノキ	生立木	一般材			9	5				14	8.25	28	20
			センノキ	生立木	一般材			1	3	1			5	5.33	36	23
			他L	生立木	一般材			1					1	0.57	28	21
			他L	生立木	低質材	473	804	463	92	16	3	1	1,852	417.60	18	13
			L計			473	804	521	181	35	4	2	2,020	564.10		
			N・L計			600	1,217	1,375	1,219	504	60	4	4,979	3,573.75		

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	4-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林 529り2林小班	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		カラマツ	生立木	一般材		738	1,136	102				1,976	760.38	22	18
伐採方法	皆伐		カラマツNA	生立木	低質材	2	184	17					203	33.74	16	15
面積 (h a)	3.09															
林齢 (年)	66															
搬出期間 (ヶ月)	36		N計			2	922	1,153	102				2,179	794.12		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			14	2				16	6.92	26	17
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材			2	1				3	1.75	32	16
			ウダイカンバ	生立木	一般材			2					2	0.96	28	18
法令制限、その他留意事項			シナノキ	生立木	一般材				1				1	0.70	34	18
保安林	水源かん養		センノキ	生立木	一般材			1					1	0.58	30	19
自然公園	—		他L	生立木	低質材	817	774	60	4				1,655	109.49	12	9
砂防指定	—															
車両制限	—		L計			817	774	79	8				1,678	120.40		
民地借用	—															
延納	官収分のみ可															
			N・L計			819	1,696	1,232	110				3,857	914.52		

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

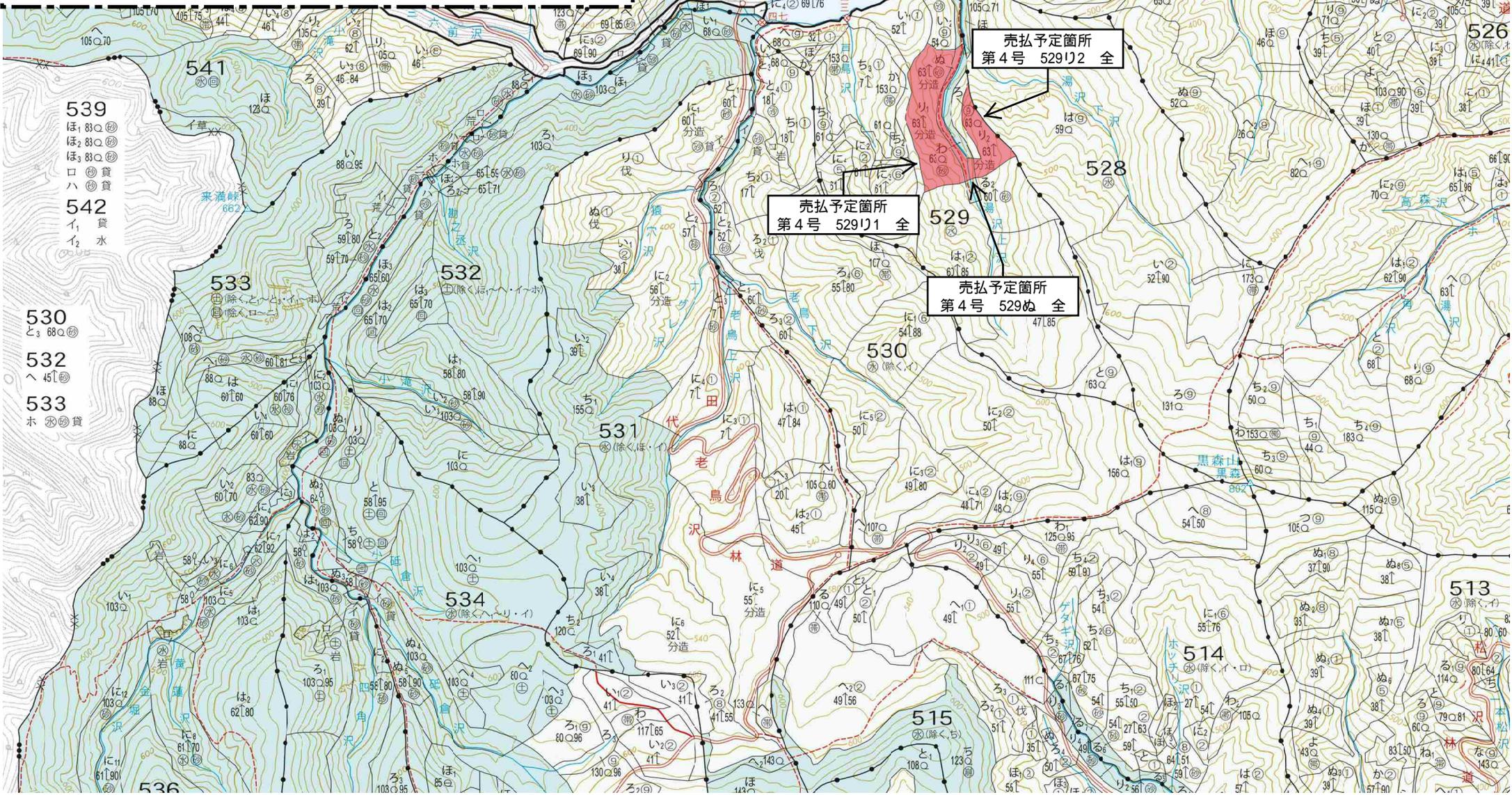
物件番号	4-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林 529ぬ林小班	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		14	92	218	118	21	1	464	629.19	36	25
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	2	2						4	0.15	12	5
面積 (h a)	1.44		N計			2	16	92	218	118	21	1	468	629.34		
林齢 (年)	66		ブナ	生立木	一般材			4	3				7	3.75	30	17
搬出期間 (ヶ月)	36		サワグルミ	生立木	一般材			1	11	13	1		26	46.29	42	29
契約関係	分収造林		シナノキ	生立木	一般材				1	1			2	1.99	38	19
民収分納入方法	振り込み		他L	生立木	低質材	64	77	47	29	11		1	229	72.39	22	12
法令制限、その他留意事項			L計			64	77	52	44	25	1	1	264	124.42		
保安林	水源かん養															
自然公園	—															
砂防指定	○															
車両制限	—															
民地借用	—															
延納	官収分のみ可															
			N・L計			66	93	144	262	143	22	2	732	753.76		

三八上北森林管理署

令和3年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図（施業実施計画図）

第4号 田子町

南来満山国有林 529㊦1 全  
529㊦2 全  
529ぬ 全



539  
ほ<sub>1</sub> 83㊦  
ほ<sub>2</sub> 83㊦  
ほ<sub>3</sub> 83㊦  
口 貨  
ハ 貨  
542  
イ<sub>1</sub>  
イ<sub>2</sub> 水

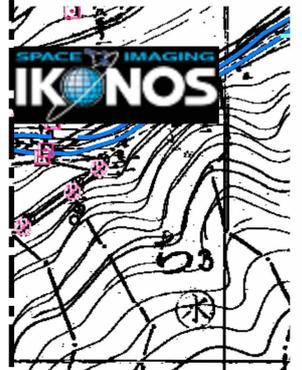
530  
こ<sub>3</sub> 68㊦  
532  
へ 45㊦  
533  
ホ ㊦貨

売払予定箇所  
第4号 529㊦2 全

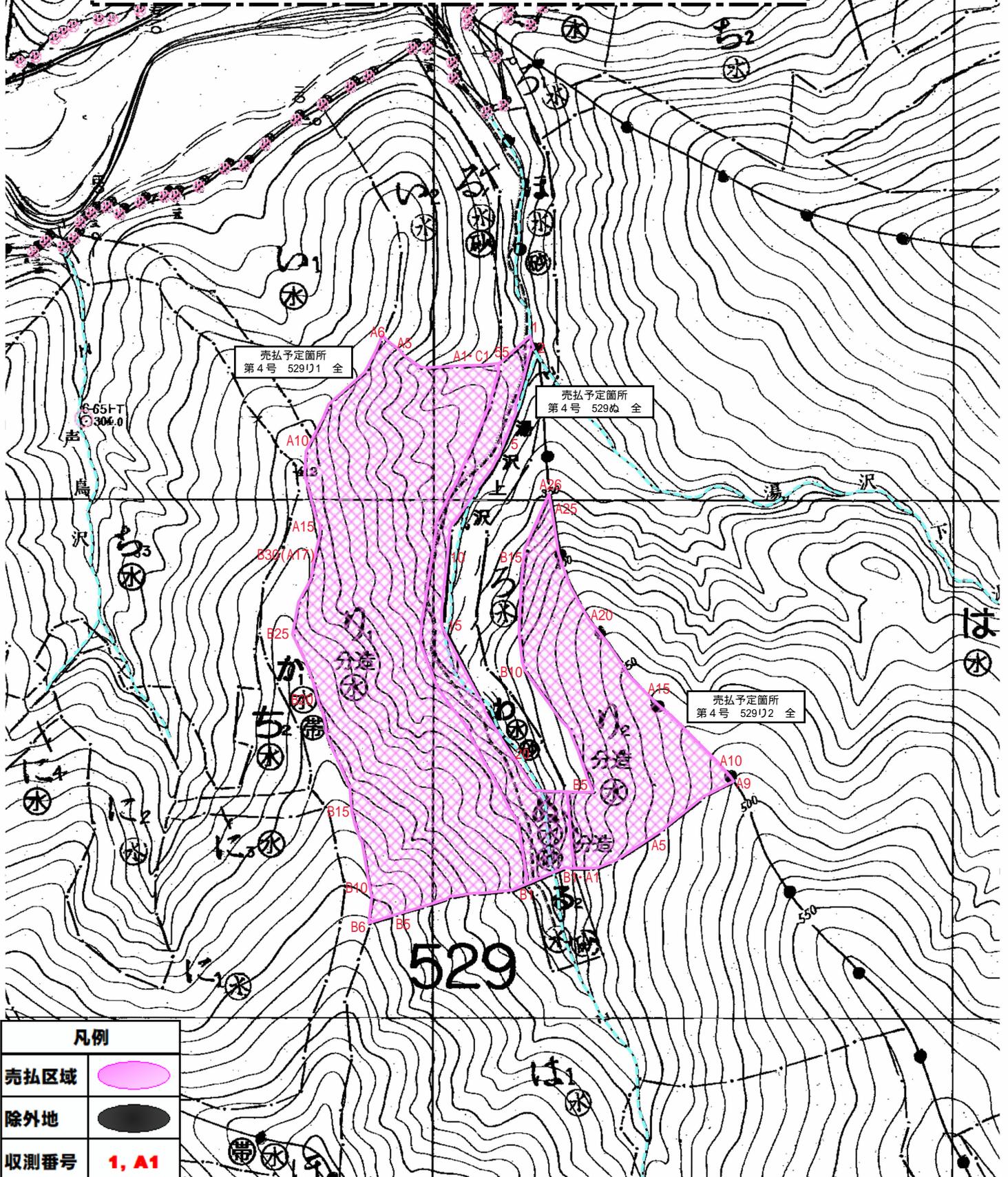
売払予定箇所  
第4号 529㊦1 全

売払予定箇所  
第4号 529ぬ 全

三八上北森林管理署  
 令和3年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図



南来満山国有林	529ㄐ1林小班	全	6.80ha
	529ㄐ2林小班	全	3.09ha
	529ぬ林小班	全	1.44ha



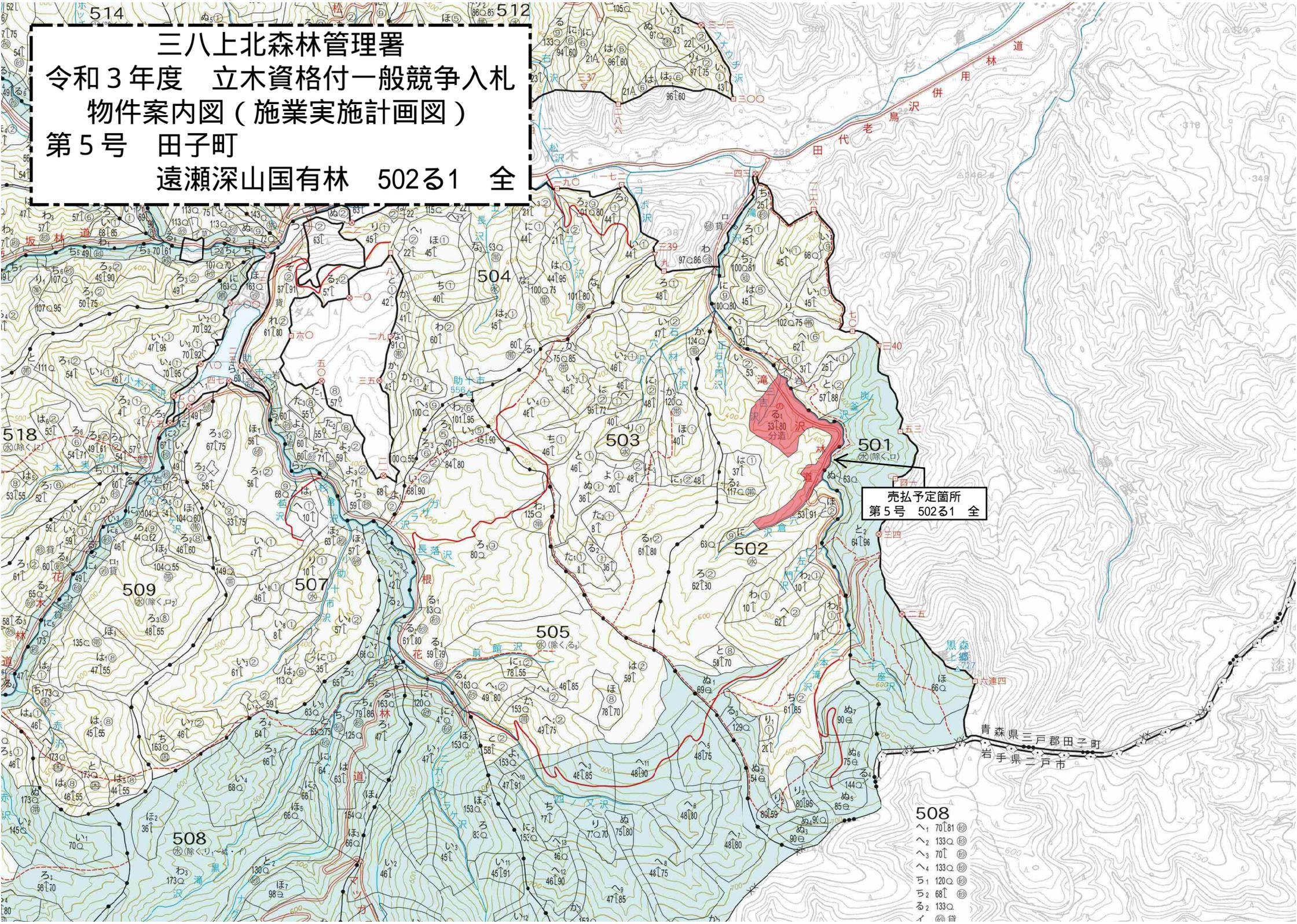
凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1



三八上北森林管理署

令和3年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図(施業実施計画図)

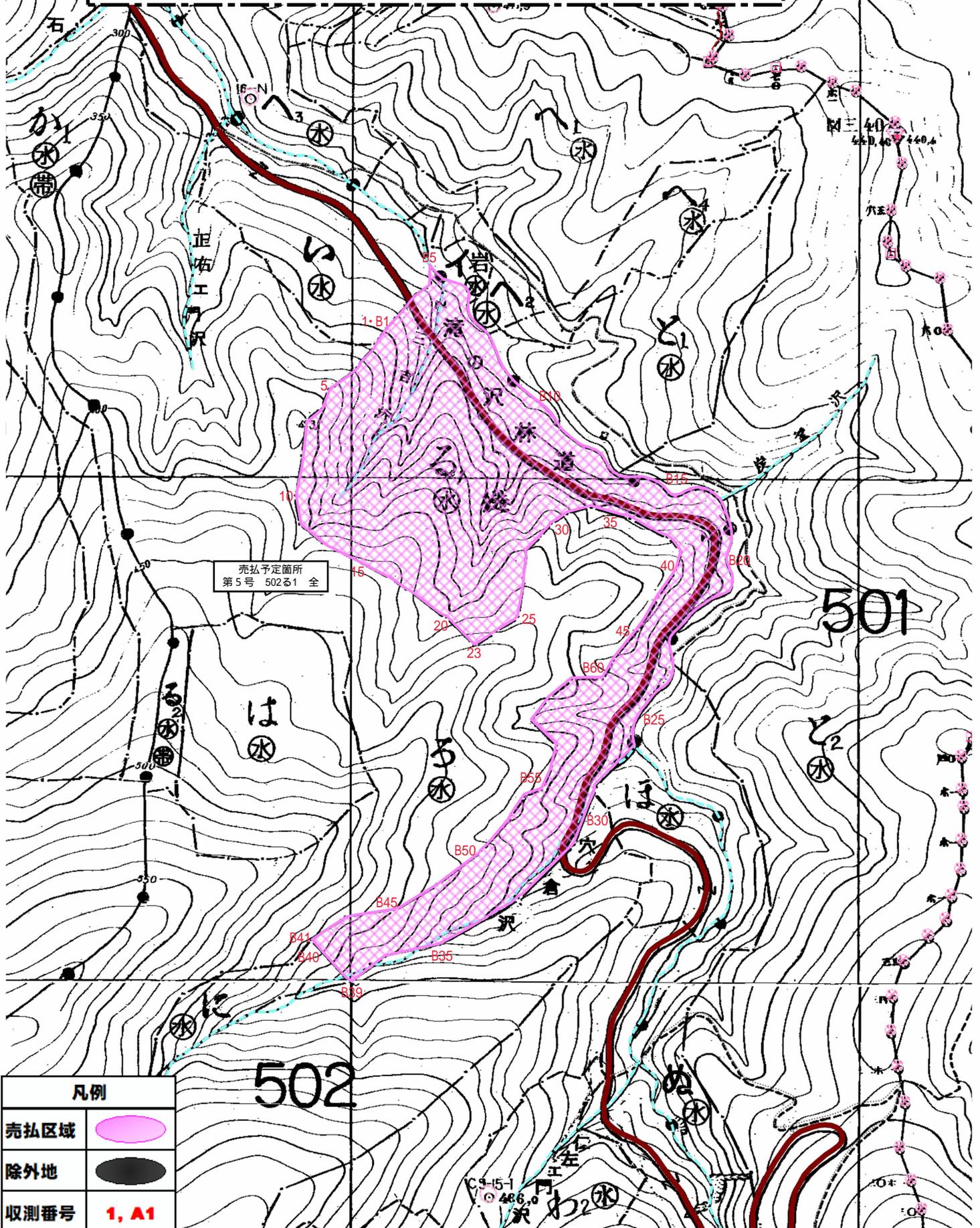
第5号 田子町  
遠瀬深山国有林 502る1 全



三八上北森林管理署  
 令和3年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図



遠瀬深山国有林 502る1林小班 全 9.34ha



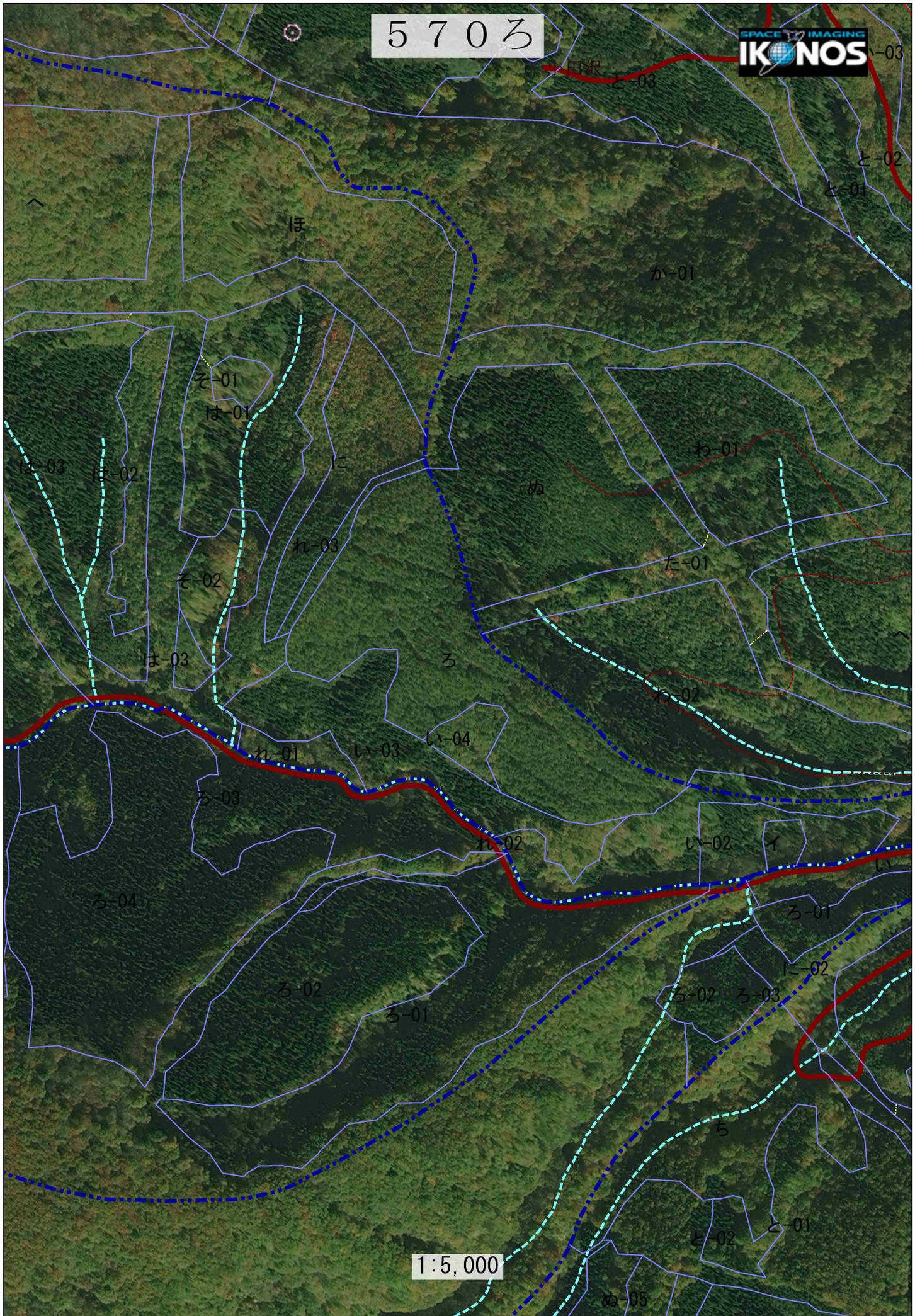
売払予定箇所  
 第5号 502る1 全

凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1

C9-15-1  
 © 486.0



5703



1:5,000

588ろ



0591

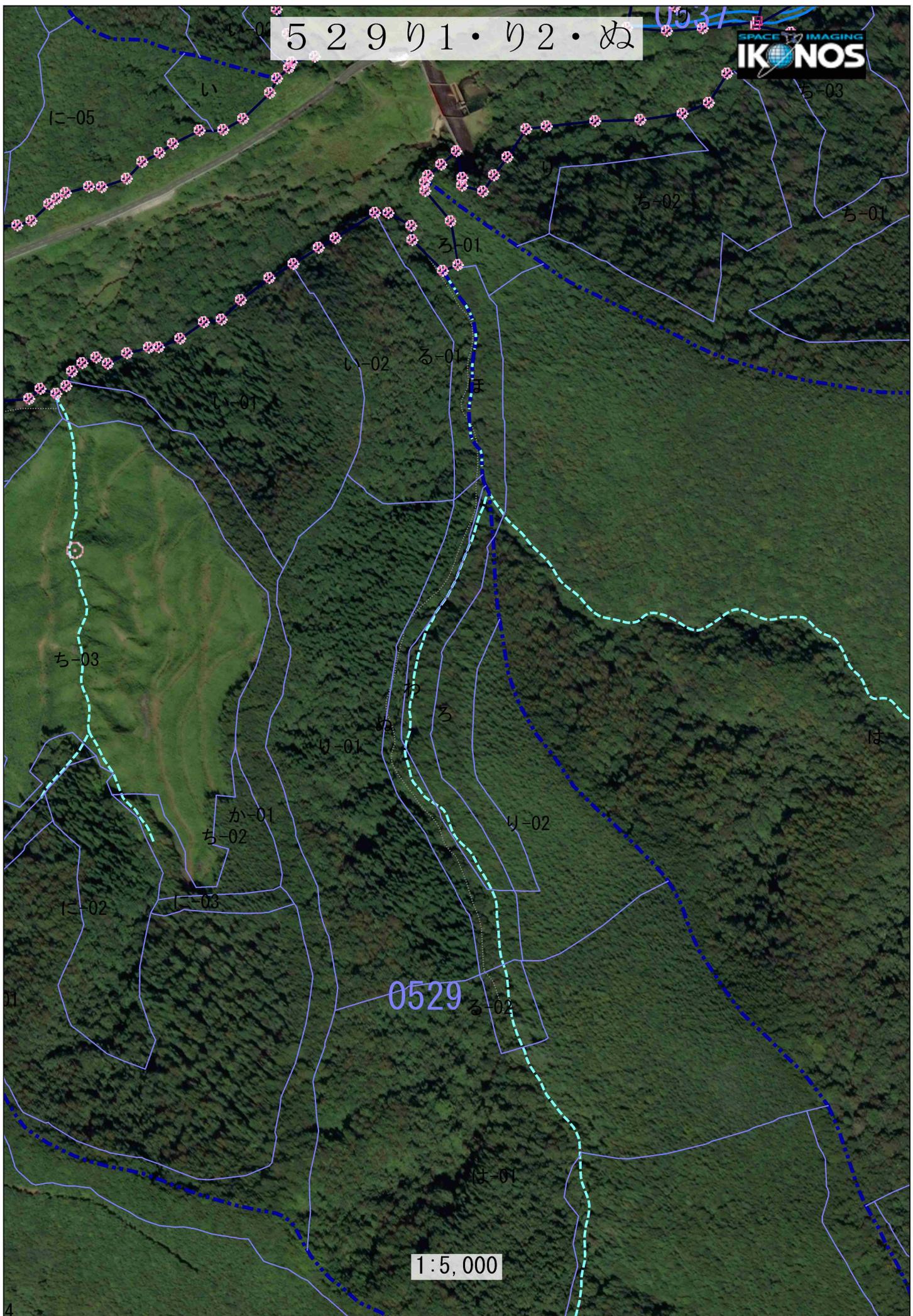
0590

1:5,000

0587

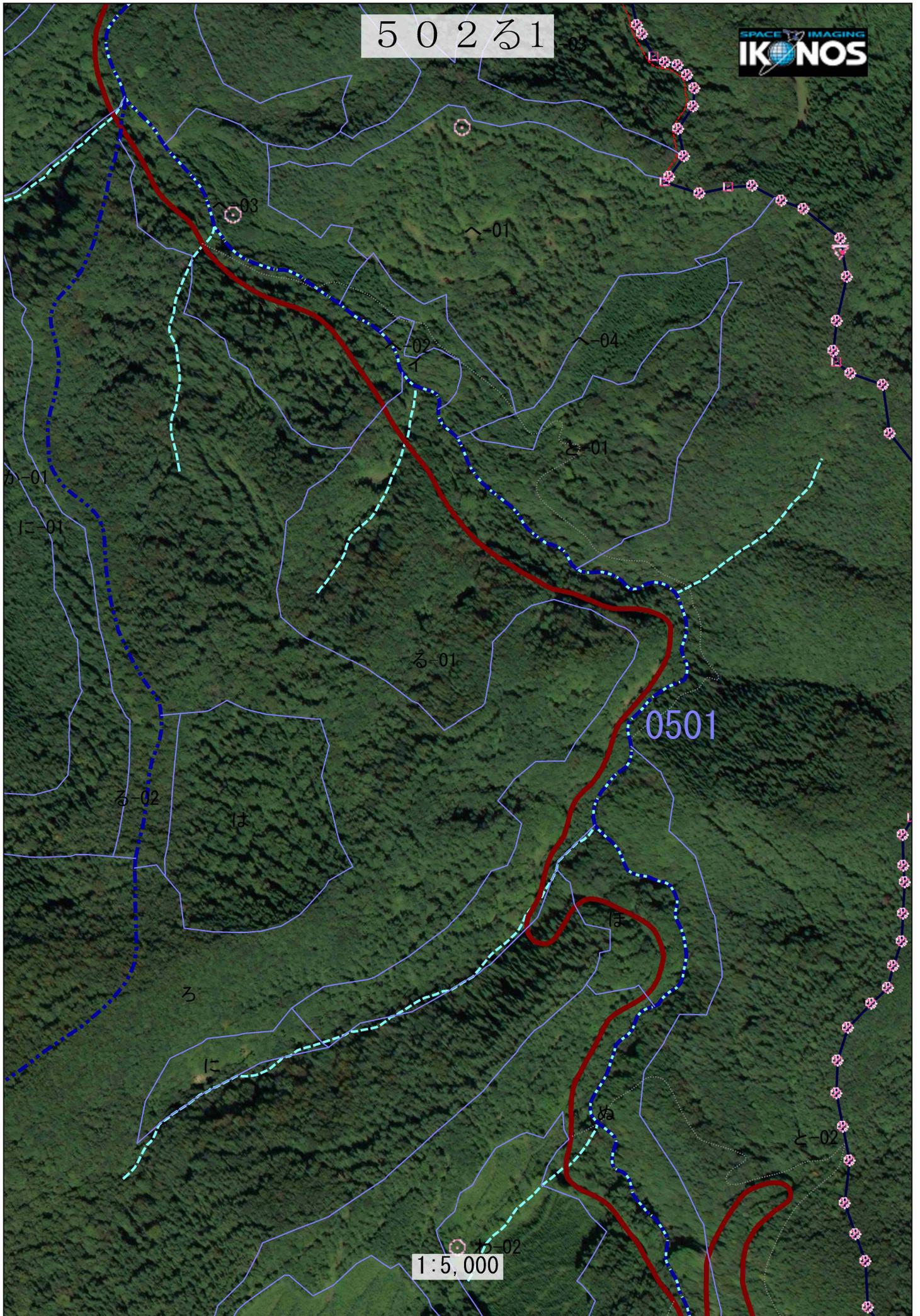


529り1・り2・ぬ



1:5,000

502る1



0501

1:5,000

か-01  
に-01

へ-03

へ-01

-02

へ-04

と-01

る-01

る-02

は

ろ

に

ほ

ぬ

と-02

か-02